

～ 食品中の放射性物質の測定 ～

平成 24 年 1 月 6 日～2 月 4 日に「乳及び乳製品の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令及び食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件」に関して意見募集が行われました。これを踏まえて平成 24 年 4 月 1 日(予定)より食品中の放射性物質に係る基準値が適用されます。

食品中の放射性物質に係る基準値 (案)
放射性セシウム (セシウム 134 及びセシウム 137 の総和)

	食品の区分	濃度
飲料水	ミネラルウォーター類(水のみを原料とする清涼飲料水)	10 Bq/kg
	飲用茶(茶を原料とする清涼飲料水及び飲用に供する茶 ※1)	
牛乳	乳及び乳製品の成分規格等に関する省令(昭和26年 厚生省令第52号)第2条第1項に規定する乳及び同条 第40項に規定する乳飲料	50 Bq/kg
乳児用食品	乳児の飲食に供することを目的として販売する食品	50 Bq/kg
一般食品	上記以外の食品 ※2	100 Bq/kg

※1 飲用に供する茶については、原材料の茶葉から浸出した状態に基準値を適用する。

※2 乾しいたけ、乾燥わかめ等原材料を乾燥したものを通常水戻しして摂取する乾燥きのこ類、乾燥海藻類、乾燥魚介類、乾燥野菜については、原材料の状態及び水戻しを行った状態の両方に基準値を適用する。また、食用こめ油の原材料となる米ぬか及び食用植物油の原材料となる種子については、原材料から抽出した油脂に基準値を適用する。

ゲルマニウム半導体検出器を用いた ガンマ線スペクトロメリーによる核種分析

核種ごとの精密分析が可能であり、「乳及び乳製品の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令及び食品、添加物等の規格基準」の測定のほか、汚泥・土壌・堆肥など様々な放射性物質の測定にも対応可能な装置です。

測定項目：ガンマ線放出核種ごとの含有量
(ヨウ素-131, セシウム-134, セシウム-137)

対象：水、食品、(その他汚泥、土壌、堆肥等についても測定可能です。ご相談下さい)

単位：Bq/kg

測定装置：ゲルマニウム半導体検出器を用いたガンマ線スペクトロメーター



☆その他食品中の放射性セシウムスクリーニング法における対応についても、お気軽にお問い合わせ下さい。

お問い合わせ TEL : 0120-01-2590 (フリーダイヤル) 担当 : 戸邊 (内線:295)、白 (内線:241)

